

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第 号
経済産業省、国土交通省、環境省

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）第3の規定に基づき、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 名

総務大臣 名

財務大臣 名

文部科学大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法 第一 基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1 [略] 2 秘密の保護	技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法 第一 基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1 [略] 2 秘密の保護

機関は、認証業務（法第二条第二十四項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であつて、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第●号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報

機関は、認証業務（法第二条第二十四項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であつて、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情

漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外さ

報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外

れている情報については、この限りでない。

一～五 [略]

3 [略]

第二 [略]

第三 認証業務の実施のプロセス

機関は、認証業務の実施に当たっては、技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置のうち依頼者が講じている措置の状況を、次に掲げるプロセスにより確認していくものとする。

1 申込み

一 機関は、依頼者に、少なくとも当該依頼者が技術等情報漏えい防止措置基準に定められ

されている情報については、この限りでない。

一～五 [略]

3 [略]

第二 [略]

第三 認証業務の実施のプロセス

機関は、認証業務の実施に当たっては、技術等情報漏えい防止措置基準のⅠの第二からⅦまでに定められた措置のうち依頼者が講じている措置の状況を、次に掲げるプロセスにより確認していくものとする。

1 申込み

一 機関は、依頼者に、少なくとも当該依頼者が技術等情報漏えい防止措置基準に定められ

た措置の対象としようとする技術及びこれに関
関する研究開発の成果、生産方法その他の事
業活動に有用な情報（以下「技術等情報」と
いう。以下同じ。）の態様（技術等情報漏え
い防止措置基準の I の第 2 の 2（1） から（
3） までに掲げる態様をいう。以下同じ。）
及びその態様等に応じて実施することを決定
した技術等情報漏えい防止措置基準に定めら
れた措置の内容等依頼者が希望する認証の取
得の範囲を含む認証業務の申込書の提出を求
め、当該申込書の受領をするものとする。

二～八　[略]

2　現地審査等

た措置の対象としようとする技術及びこれに
関する研究開発の成果、生産方法その他の事
業活動に有用な情報（以下「技術等情報」と
いう。以下同じ。）の態様（技術等情報漏え
い防止措置基準の I の第一の 3 の態様をいう
。以下同じ。）及びその態様等に応じて実施
することを決定した技術等情報漏えい防止措
置基準に定められた措置の内容等依頼者が希
望する認証の取得の範囲を含む認証業務の申
込書の提出を求め、当該申込書の受領をする
ものとする。

二～八　[略]

2　現地審査等

一 [略]

二 機関は、依頼者に対して、技術等情報漏えい防止措置基準において定める義務項目を達成するために適切と考えられる手段に従って作成した文書（必要に応じて現地審査等の前に確認すべき事項等に係る文書を含む。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）について、当該文書の有無及び当該文書における記載内容等を確認するため、当該文書の開示等を求めるものとする。

三・四 [略]

五 審査業務従事者は、現地審査等において、主に次に掲げる事項についての審査を実施し

一 [略]

二 機関は、依頼者に対して、技術等情報漏えい防止措置基準において求められる文書（必要に応じて現地審査等の前に確認すべき事項等に係る文書を含む。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）について、当該文書の有無及び当該文書における記載内容等を確認するため、当該文書の開示等を求めるものとする。

三・四 [略]

五 審査業務従事者は、現地審査等において、主に次に掲げる事項についての審査を実施し

、審査報告書の作成に当たって必要となる事実等の確認をするものとする。この場合において、審査業務従事者は、事実等の確認に当たっては、依頼者に機器の操作を促すこと等により、自らの行為により依頼者の資産への影響を及ぼさないように配慮するものとする。

イ 技術等情報漏えい防止措置基準において定める義務項目を達成するために適切と考
えられる手段に従って作成した文書について
ては、文書の有無及び内容が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているものであること。

、審査報告書の作成に当たって必要となる事実等の確認をするものとする。この場合において、審査業務従事者は、事実等の確認に当たっては、依頼者に機器の操作を促すこと等により、自らの行為により依頼者の資産への影響を及ぼさないように配慮するものとする。

イ 技術等情報漏えい防止措置基準において求められる文書については、文書の有無及び内容が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているものであること。

ロ～ホ	[略]	ロ～ホ	[略]
六～十一	[略]	六～十一	[略]
3～9	[略]	3～9	[略]
第四～第六	[略]	第四～第六	[略]
備考 表中の「」は注記である。			

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。